

21世紀臨調「基本法制検討会議」中間報告

「新しい日本と憲法・基本法制の課題」

われわれの立場と問題意識

新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）は平成11年秋の発足と同時に「国の基本法制検討会議」を設置し、21世紀における日本のあるべき姿を念頭に、国の憲法・基本法制上の諸課題について検討を重ねてきた。

いま、日本は明治維新、戦後改革に次ぐ歴史的な変革の時代を迎えている。日本は後に続く世代のために希望もてる新しい国のかたちを模索しており、国の骨格を決める憲法や基本法制のあり方についても、その根本に立ち戻った見直しが求められている。

しかしながら、戦後の日本において憲法は、長らく議論をするための土俵さえ用意されてはこなかった。衆参両院に憲法調査会が設置され、国民世論が積極的な憲法論議を求めるといった新しい息吹が見られるようになった今日においても、その状況は基本的に変わっていない。憲法の改正を願う側も、護憲を主張してやまない側も、ともすれば専門家による専門家のための論議に終始し、一般には縁遠い逐条的な論争はあっても、この国のかたちを論ずるといった観点から憲法論議そのものを国の政策や基本法制全体の論議の中に位置づけ直し、すべての国民が共有しうる新しい土俵をつくりあげるといった試みは、ごく最近まで行なわれることすらなかったのである。

いうまでもなく、憲法を論ずるといったことはこの国のかたちを論じることである。そして、その論議を始めるということは、国民一人ひとりが自らの手で新しい国づくりへの営みを始めるということにはほかならない。憲法の内容に何を盛り込むかということ以上に、そうした問題をわれわれ日本人が扱おうか否かが問われている。合理的な検討を行おうだけの政治的な力量と民主主義の成熟の度合い、そして、世界の中の日本のありようを問い、自らの手で新しい生き方を導き出す見識が試されていると言い換えてもよい。

このような観点からわれわれは、検討を始めるにあたり、われわれの進める作業の目標を、憲法を専門としないごく普通の人々の視点に立ち、多くの国民が共有しうる新しい論議の土俵を構築することに置き、以下に掲げる方針にもとづいて検討を進めることとした。

第一に、われわれの検討の場に、護憲であるとか、改憲であるとかといった先入観や従来までの経緯からくる抜きがたい相互不信、あるいは、特定のイデオロギーは絶対に持ち込まないということである。

第二に、最終的には、新しい時代にふさわしい憲法のあり方を希求するための具体的な作業を行うとしても、検討を始めるにあたっては、現行憲法の逐条的な審議からは入らないということである。

第三に、21世紀初頭の四半世紀先を念頭に、各分野における中長期的な日本の課題を明らかにし、その分野の法制度や政策上の基本的な課題を検討することから出発することである。そして、その過程において現行憲法の可能性と限界の双方を検討し、現行憲法下において直ちに取り組むべき基本法制上の改革、「立法改革」（制度の運用や政策の見直しを含む）と、憲法の見直しを視野に入れて議論することが妥当と思われる「憲法成文上の改正事項」の双方を明らかにすることである。

われわれは以上の方針のもと、基本法制会議の下に「外交・安全保障・危機管理」「国の統治機構」「国民の権利・義務」の3部会を設け、約80回におよぶ会議を重ねてきた。会議は経済界、労働界、学識者、ジャーナリストなど各界の有志によって構成されているが、憲法を専門とする者は一人も含まれていない。これは、憲法論議を専門家の世界から解き放し、国民の日々の営みから改めて発想してみたいという、われわれの意志のあらわれである。

また、われわれは検討を進めるにあたり、ともに手を携え活動する与野党の若手国会議員（当選1回から4回程度）と超党派の勉強会を組織し、精力的に意見交換を重ねてきた。これは、新しい時代を担わねばならない若い政治家こそが、この国のかたちを論ずる主役となって欲しいという、われわれの願いのあらわれである。

本日公表する「外交・安全保障・危機管理」に関する部会報告をはじめ、これから逐次公表する予定の各部会報告は、こうした考えにもとづくこれまでの検討成果の一端を中間総括的な意味合いを込めてとりまとめたものである。あくまでも中間報告であり、まだまだ議論を尽していない論点は数多くある。われわれとしては、引き続きその不備な点を補いながら、さらに先の検討を進めていきたいと考えている。

報告書を一読すればわかるとおり、憲法成文上の改正と同等あるいはそれ以上のスペースを現憲法下の改革に当てている。これは、憲法を見直す以前に、あるいはその前提とし

て、現憲法下において早急に取り組みねばならない立法改革上の課題がいかに多いかを端的に物語るものである。

われわれがここに示す中間報告は日本の現状にいかなる改革を求めるものであろうか。何よりも、この数十年の間、世界は変わり日本も大きく変わったということを正しく認識することである。この状況の変化を十分に組み込みながら、日本あるいは日本人のもてる潜在能力を引き出し、克己心と活力にあふれる社会をつくりあげること、そのためにも、国家や個人生活におけるリスクの増加やその質的な変化を念頭におきながら、新しいガバナンスをいかに確立していくかが、改革の核心に位置しなければならない。われわれの報告書は、この「新たなガバナンスの確立」という問題意識に貫かれている。

最後に、報告書の公表にあたり、とくに改革を牽引すべき立場にある政党と政治家に対し次の3点を強調しておきたいと思う。

その一。「改革10年」という確固たる信念である。いま政府を中心に進められつつある諸改革はまだ緒に着いたばかりだが、それらの改革がわれわれの指向するような国政全般にわたるものであるとすれば、これから10年かかってやり抜くという確固たる信念が必要となる。急ぐものは急いでもよいが、そのリアクションも考慮に入れば少なくとも10年、新しい憲法の構想までを視野に入れて改革をやり抜くという信念がこの際、表明されてしかるべきである。

その二。「日本の国の骨格を変える」。国民は小泉首相に期待している。それだけに、改革の中味がここ数年の緊急対策のごときものであっては国民の失望は免れない。20世紀の100年を経て、いまやあらゆる仕組みが制度疲労をきたしている。「この国の骨格を変える」というのが、改革の基本でなければならない。「改革10年」とわれわれが主張するものも正にこの点を踏まえてのものである。

その三。この改革を実行していくために最も必要なことは、力強い政治のリーダーシップと、そのために必要な力の結集であるということを強調しておきたい。われわれがめざそうとしている諸改革は一内閣でできるものではない。今後、政権の交代や政党の再編成がどのような形で行われるかは現時点では予測し難いが、いずれにせよ、改革の焰は引き続き数代の内閣とこれからの新しい政権政党に引継がれねばならない。

改革10年のうち、内外の情勢からみてこれからの数年こそが、その正念場であろう。いまや、政治に国家を考える若い力が求められている。